

仙台市発注工事の主任技術者及び現場代理人の兼務範囲拡大の運用を実施します。

平成25年9月
仙台市契約課
技術管理室

現在兼務を認めている主任技術者及び現場代理人の兼務範囲について、拡大する運用を実施します。

〈拡大の内容〉

◎同一の専任の主任技術者が管理することのできる工事現場の相互の間隔について

【従来】自動車で通行可能な経路で、概ね5km以内の距離であること

【拡大】自動車で通行可能な経路で、概ね10km以内の距離であること

※その他については従来のとおり

〈実施時期〉

◎平成25年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から実施します。なお、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、対象といたします。

〈その他〉

◎主任技術者が現場代理人を兼ねている場合、現場代理人の兼務範囲も当該主任技術者と同様に拡大します。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125

都市整備局技術管理室 電話 022-214-8290